

# 別海町議会会議録

第4号(令和8年3月17日)

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第33号 令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 3 常任委員会付託事件審査結果報告  
(1) 福祉文教常任委員会付託事件  
(町長提出議案第20号)  
委員長報告・質疑
- 日程第 4 特別委員会付託事件審査結果報告  
(1) 予算決算審査特別委員会付託事件  
(町長提出議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号)
- 日程第 5 各議案の討論・採決  
(1) 予算決算審査特別委員会付託事件  
(町長提出議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号)  
(2) 別海町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  
(町長提出議案第20号)  
(3) 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第21号)  
(4) 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第22号)  
(5) 別海町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第23号)  
(6) 別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第24号)  
(7) 別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

(町長提出議案第25号)

(8) 別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第26号)

(9) 別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第27号)

(10) 別海町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第28号)

(11) 別海町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

(町長提出議案第29号)

(12) 工事請負契約の締結について(農業用施設(放牧施設)設置工事)

(町長提出議案第30号)

(13) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

(町長提出議案第31号)

(14) 町道の路線認定について

(町長提出議案第32号)

(15) 令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

(町長提出議案第33号)

(16) 根室町村等公平委員会委員の選任について

(町長提出同意第1号)

日程第 6	議員定数等調査特別委員会付託事件調査結果最終報告
日程第 7	予算決算審査特別委員会の設置について
日程第 8	議会活性化等調査特別委員会の設置について
日程第 9	委員会の閉会中の継続調査の件について

#### ○会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第33号 令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第 3	常任委員会付託事件審査結果報告 (1) 福祉文教常任委員会付託事件 (町長提出議案第20号) 委員長報告・質疑
日程第 4	特別委員会付託事件審査結果報告 (1) 予算決算審査特別委員会付託事件

(町長提出議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号)

日程第 5

各議案の討論・採決

(1) 予算決算審査特別委員会付託事件

(町長提出議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号)

(2) 別海町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

(町長提出議案第20号)

(3) 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第21号)

(4) 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第22号)

(5) 別海町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第23号)

(6) 別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第24号)

(7) 別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第25号)

(8) 別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第26号)

(9) 別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第27号)

(10) 別海町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第28号)

(11) 別海町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

(町長提出議案第29号)

(12) 工事請負契約の締結について(農業用施設(放牧施設)設置工事)

(町長提出議案第30号)

(13) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

て

(町長提出議案第31号)

(14) 町道の路線認定について

(町長提出議案第32号)

(15) 令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)

(町長提出議案第33号)

(16) 根室町村等公平委員会委員の選任について

(町長提出同意第1号)

日程第 6 議員定数等調査特別委員会付託事件調査結果最終報告  
日程第 7 予算決算審査特別委員会の設置について  
日程第 8 議会活性化等調査特別委員会の設置について  
日程第 9 委員会の閉会中の継続調査の件について

○出席議員 (15名)

1番	市川聖母	2番	吉田和行
4番	伊勢徹	5番	貞宗拓雄
6番	宮越正人	7番	横田保江
8番	田村秀男	9番	小椋哲也
10番	外山浩司	11番	今西和雄
12番	松原政勝	13番	中村忠士
14番	佐藤初雄	副議長	15番 戸田憲悦
議長	16番 西原浩		

○欠席議員 (1名)

3番 高橋 眞結美

○出席説明員

町長	曾根興三	副町長	浦山吉人
教育長	相澤要	総務部長	伊藤輝幸
総合政策部長	松本博史	経営管理部長	寺尾真太郎
福祉部長	宮本栄一	保健生活部長	小川信明
産業振興部長	小野武史	建設水道部長	外石昭博
病院事務長	三戸俊人	会計管理者	干場富夫
教育部長	干場みゆき	農業委員会事務局長	川畑智明
総務部次長	竹中利哉	総務部次長	松田勝広
総務部次長	岩口裕昭	福祉部次長	石戸谷友絵
保健生活部次長	千葉宏	保健生活部次長	谷村将志
産業振興部次長	大坂恒夫	建設水道部次長	新堀光行
教育部次長	福原義人	教育部次長	田畑直樹
教育部次長	角川具哉	人事財産課長	齋藤陽
介護支援課長	高橋勇樹	生活環境課長	上田健一

母子健康センター長 根本 博美  
商工観光課長 堀込 美穂  
生涯学習課長 立澤 雅彦

農政課長 皆川 学  
病院事務課長 椛木 直人  
図書館長 他 塚 啓

○議会事務局出席職員

事務局長 入倉 伸顕

主 幹 木幡 友哉

○会議録署名議員

13番 中村 忠士  
15番 戸田 憲悦

14番 佐藤 初雄

---

◎開会宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。  
ただいまから、9日目の会議を開きます。  
ただいま出席している議員は15名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
なお、欠席議員は、3番高橋議員であります。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。  
13番中村議員。  
○13番（中村忠士君） はい。  
○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。  
○14番（佐藤初雄君） はい。  
○議長（西原 浩君） 15番戸田議員。  
○15番（戸田憲悦君） はい。  
○議長（西原 浩君） 以上、3名を指名いたします。

---

◎委員会付託省略の議決

- 議長（西原 浩君） 御手元に配付の議案一覧のとおり、町長提出議案第33号が追加で提出されました。  
本日の日程第2において議案説明、質疑、日程第5で討論、採決を行いたいと思います。  
ここでお諮りします。  
追加で本定例会に提出されました議案第33号については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第33号については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

---

◎日程第2 議案第33号

- 議長（西原 浩君） 日程第2 議案第33号令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。  
内容について説明を求めます。  
○保健生活部次長（谷村将志君） はい、議長。  
○議長（西原 浩君） 保健生活部次長  
○保健生活部次長（谷村将志君） 議案第33号の内容について説明いたします。

別冊の令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算書（補正第2号）の1ページをお開きください。

令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,010万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,590万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

初めに歳入です。

1款、後期高齢者医療保険料、1項で1,010万円の増。

歳入合計で1,010万円の追加です。

続いて下段、歳出です。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項で1,010万円の増。

歳出合計で1,010万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,590万円とするものです。

次の歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括は省略させていただき、2の歳入から説明いたします。

5ページをお開きください。

2の歳入です。

目の欄の補正額で説明いたします。

1款、後期高齢者医療保険料、1項、1目、特別徴収保険料560万2,000円の増及び次の行の2目、普通徴収保険料449万8,000円の増は、いずれも後期高齢者医療保険料の収入において、さらなる増額が見込まれるため増額するものです。

続いて7ページをお開きください。

3、歳出です。

同じく目の欄の補正額で説明いたします。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金1,010万円の増は、歳入で後期高齢者医療保険料の保険料収入のさらなる増額見込みに伴い、北海道後期高齢者医療広域連合へ支払う保険料負担金の不足が見込まれることから、増額を行うものです。

なお、本補正に伴い、予算資料を併せて配付しておりますが、これまでの説明と内容が重複いたしますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で議案第33号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第33号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第3 常任委員会付託事件審査結果報告

○議長（西原 浩君） 日程第3 常任委員会に付託しました議案の審査結果の報告を議題といたします。

福祉文教常任委員会に付託いたしました議案第20号の審査結果について報告を求めます。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉文教常任委員長。

○10番（外山浩司君） 常任委員会付託事件審査結果報告。

令和8年3月10日開催の第1回定例会2日目において、福祉文教常任委員会に付託のありました議案第20号の審査結果について御報告いたします。

本議案につきましては、3月13日、全委員出席の下、委員会を開催し、関係部・課長等の出席を求め、慎重に審査を行い、3月16日に委員会での討論・採決に至ったものであります。

令和7年4月1日に児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の乳児等通園支援事業、「こども誰でも通園制度」が制度化されたことに伴い、令和8年4月1日からは、この通園に対する給付として、子ども・子育て支援法に基づく「乳児等のための支援給付」が全国の自治体において実施されることとなりました。

本条例は、この「乳児等のための支援給付」制度の開始に向け、本町の基準を定めたものであり、細部にわたり慎重な審査を行い、概ね適正に成文化がなされていることを確認しました。

なお、審査経過として、本条例第12条第5項ただし書で「同項」と規定している部分について、内閣府令で定める基準では「第3項」と規定されており、差異があることから審査の焦点となりましたが、これについては、法制執務上の原則どおりであることを確認したことから、間違いがないものと判断しました。

今後、該当項目に係る町民や該当事業所等への周知に当たっては、分かり易い説明に配慮を求める意見があったところです。

慎重な審査の結果、議案第20号について、委員による採決では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定された次第であります。

以上をもって、福祉文教常任委員会に付託されました事件の審査結果報告とします。

○議長（西原 浩君） 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑をお受けいたします。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第4 特別委員会付託事件審査結果報告

○議長（西原 浩君） 日程第4 特別委員会に付託しました議案の審査結果の報告を議題といたします。

ここでお諮りします。

予算決算審査特別委員会に付託し、審査されました議案第4号から議案第11号までの

8件につきましては、全員をもって構成する予算決算審査特別委員会で、審査を行ったことから、委員長の報告は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長の報告は省略することに決定しました。

---

#### ◎日程第5 各議案の討論・採決

○議長(西原 浩君) 日程第5 各議案の討論、採決を行います。

令和8年度各会計予算の採決に入る前にお諮りします。

本件は、全員で構成する予算決算審査特別委員会で、質疑、討論、採決が行われておりますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、令和8年度各会計予算の討論は省略することに決定しました。

それでは、令和8年度各会計予算の採決に入ります。

初めに、議案第4号令和8年度別海町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号令和8年度別海町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和8年度別海町介護サービス事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和8年度別海町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号令和8年度別海町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号令和8年度町立別海病院事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号令和8年度別海町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和8年度別海町下水道等事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで申し上げます。

ただいま、議案第4号から議案第11号までの令和8年度別海町各会計予算について、全て決定しましたので、本年度の予算決算審査特別委員会は、ただいまをもって解散いたします。

横田委員長、伊勢副委員長はじめ委員の皆様、御苦労さまでございました。

議案第20号別海町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号別海町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号別海町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号別海町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号工事請負契約の締結について(農業用施設(放牧施設)設置工事)の討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。  
議案第31号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての討論に入ります。  
討論ありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長（西原 浩君） 討論を終わります。  
これから採決いたします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。  
議案第32号町道の路線認定についての討論に入ります。  
討論ありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長（西原 浩君） 討論を終わります。  
これから採決いたします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。  
議案第33号令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。  
討論ありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長（西原 浩君） 討論を終わります。  
これから採決いたします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。  
同意第1号根室町村等公平委員会委員の選任についての討論に入ります。  
討論ありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長（西原 浩君） 討論を終わります。  
これから採決いたします。  
本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。  
したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定されました。

---

◎日程第6 議員定数等調査特別委員会付託事件調査結果最終報告

- 議長（西原 浩君） 日程第6 議員定数等調査特別委員会付託事件調査結果最終報告

を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○12番（松原政勝君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 議員定数等調査特別委員長。

○12番（松原政勝君） お手元に配付した報告書のとおり、最終の調査結果を取りまとめましたので、報告いたします。

それでは、第1項の付託事件から朗読し、調査結果の説明とさせていただきます。

第1項、付託事件。

第1号、本町における適正な議員定数に関する事項、第2号、本町における議員の報酬に関わる事項、第3号、常任委員会の委員会数や名称、所管事項等に関わる事項、第4号、その他議会活性化に資する事項。

第2項、調査経過。

当議会では、さらなる議会機能の充実・強化を図り、多様化する町民の負託に応えるため、議会活性化を取り組む課題として、幅広い観点からの調査を行うことを目的に、令和6年第1回定例会において議員定数等調査特別委員会を設置した。

これまでに、22回の委員会を開催し、当議会の実態調査、先駆的に議会活性化に取り組んでいる町村議会等の視察調査、委員外議員からの意見聴取、地域めぐり懇談会やアンケートによる町民からの意見聴取などを実施しながら、調査を進めてきた。

また、令和7年第1回臨時会において中間報告を行い、それまでの調査経過を全議員の共通認識とするとともに、付託事件である「常任委員会の委員会数や名称、所管事項等に関わる事項」及び「その他議会活性化に資する事項」のうち「議会運営委員会の編成論議について」に関して、他の調査事件に先立って方向性を示し、同年第1回定例会において、委員会構成変更に係る関係条例の改正を行っている。

その後、他の付託事件についてもさらなる調査を進め、令和8年2月13日開催の第22回委員会をもって全ての調査を終了し、当委員会の最終的な意見を取りまとめたところである。

第3項、調査結果。

第1号、本町における適正な議員定数に関する事項。

議員定数については、最も効率的に調査や議論ができる委員会構成等を検討した後、そこから全体の定数を導き出す流れが望ましいものとして、「常任委員会の委員会数や名称、所管事項等に関わる事項」の調査・研究を優先して行うこととし、その結果に基づいて協議を進めることとした。

議員定数算定の基礎となる広報・広聴常任委員会以外の常任委員会の構成については、令和7年第1回臨時会の中間報告において、十分な調査を行うために必要な人数は、7名程度が望ましいものとして、「3常任委員会を2常任委員会に統合して、全議員がいずれかに所属することで1委員会7名程度を確保する」と結論づけたことから、この考え方に基づき、議員定数を決めるための条件整理を行った。

条件の一つ目として、2常任委員会において十分な調査を行うためには「7名程度」が必要であるとしていたことについて、令和7年3月の委員会構成変更後、実際に委員会活動を行ってきた中において、7名を確保できれば十分な議論が尽くせることが確認できたことから、「最低7名」として検討すること、条件の二つ目として、議長は議会全体の統制者であり、公平性・中立性を持って議事進行を行う必要があることから、その立場を考

慮して客観的に判断した場合、議長が委員に加わることで調査や審査の方向性に影響を与える可能性があるため、「常任委員会には議長を加えない」こととして検討すること、これら2点を議員定数検討に当たっての基本条件とした。

議会機能を充実させ、より一層の強化を目指さなければならないことを念頭に検討を進める中で、町民の多様な意見を町政に届けるためには、一定数の議員を確保する必要がある、また、昨今の町の予算額は300億円を超える規模で、この多額な予算額と多岐にわたる事業を審査するためには、現在の議員定数16名を維持することが最も効果的であるとの意見が出された。

しかしながら、議会機能の担保や、より一層の強化を目指さなければならない一方で、北海道内の同規模人口町村の平均議員定数と比較した場合、本町は約2名多く、また、町の人口推計において将来の大幅な人口減少が予測されており、議員一人当たりが担う人口は今後ますます減少していくことなどを鑑み、定数を削減することもやむを得ないものとして協議を行った。

以上のことから、次期改選後の議員定数については、現状維持の16名とする案、1名減の15名とする案、2名減の14名とする案の三つに絞られ、委員会内採決を行った結果、16名に賛成が1名、15名に賛成が6名、14名に賛成が1名となり、賛成多数により、現状の16名から1名減の15名とすることとして決定した。

第2号、本町における議員の報酬に関わる事項。

全国町村議会議長会では、全国規模で深刻化している町村議会議員のなり手不足の要因の一つとして、議員報酬額の水準が30年以上ほぼ変化のないままであることが考えられるとして、議員報酬見直しのため、議員の活動量と町長の活動量を比較し、活動内容を住民に明示することを通じて議員報酬を考える「活動内容を踏まえた原価方式」を議員報酬の算定方法として提案している。

また、北海道町村議会議長会において、議員報酬の検討に当たっては、類似団体や近隣町村との比較のみにとらわれることなく、活動内容を踏まえた原価方式により算定された議員報酬額等、議会が導き出した結論について十分尊重することと示されていることから、当議会においても、同手法による報酬額の算定結果に基づき報酬額を見直すことを視野に、議員個々の活動実績について、令和6年7月から令和7年6月までの12か月間の調査を行った。

活動実績調査終了後、その結果をもとに、一般議員の報酬額及び役職加算額の算定を行うこととしたが、これらの算定方法を協議する中で、副委員長の役職加算についても検討する必要があるとの意見が出されたことから、併せて副委員長の役職加算の有無及び加算額についても協議を行うこととした。

一般議員の報酬額算定については、次期改選後からの適用を視野に検討を進めてきたところであるが、現職議員の活動実績平均値を参考とした場合、所属する委員会数や個々の活動の特性により活動時間に差が生じ、極端に活動時間が多い又は少ない数名の現職議員の実績が、全体に大きく影響することから、現体制における平均値を用いた算定は、改選後の新体制における議員報酬額を算定するに当たり、適当ではないものと判断した。

よって、現職議員の活動時間の多寡の影響が少ない、全議員16名のうち活動時間の順位が中間の8番目及び9番目に当たる、本町議会における標準的な活動量の議員の実績を参考とした中央値を用い、「活動内容を踏まえた原価方式」により算定を行うこととした。

また、令和7年3月の委員会構成変更後、議員一人当たりの委員会活動時間が委員会構成変更前の約2倍となったことが活動実績調査によって明らかになったが、これは、委員会調査の充実が図られ、議論が活発になったことなどが影響しているものと考えられる。

委員会開催日の分散化により1回当たりの開催時間を短縮するなど、議員の負担軽減対策については今後検討していく必要があるが、この委員会構成変更後に増加した時間は、十分な調査を行うために要したものであり、今後も必要となる時間であると見込まれることから、委員会活動時間については、委員会構成変更後の実績値を基に算出することとした。

併せて、算定基礎数値には、当委員会の活動実績も含んでいるが、これは、今後も議会活性化に向けて不断の取組を行っていく必要があり、それに伴い活動量の増加が見込まれることを踏まえて、加えることとしている。

なお、算定基礎数値等の詳細については、本報告書では省略する。

以上の調査結果から、一般議員の月額報酬は、現行の22万2,000円から3万1,000円増の25万3,000円とすることとして決定した。

役職加算額の算定については、現行の加算割合と全国及び全道の加算割合を比較した上で、大きく乖離していなければ、現行の加算割合が妥当であるものとして同割合を引続き適用し、乖離が大きければ、改めてその割合等を検討することを前提に調査を進めた。

調査の結果、本町の役職加算割合は、全国の町村議会の平均より高く、本町と同規模人口の町村議会における全国平均より低いと、その差はプラスマイナス4%以内と大きく離れた数値ではないことから、全国規模で見れば妥当な割合と言え、また、全道の町村議会の平均及び本町と同規模人口の町村議会における全道平均との比較においては、副議長及び議長の加算割合が6から9%程度低くなっているものの、本町における現行の一般議員の報酬額が全道平均額を上回っていることから、現行割合で加算額を算定した場合であっても、その額は役職に対して少ない額ではないと言えるとの結論に至った。

以上のことから、現行の役職加算割合を引き続き使用するものと決定し、委員長の月額報酬は、現行の23万4,000円から3万2,000円増の26万6,000円、副議長の月額報酬は、現行の24万6,000円から3万4,000円増の28万円、議長の月額報酬は、現行の30万6,000円から4万2,000円増の34万8,000円とすることとして決定した。

副委員長の役職加算の有無については、令和7年3月の委員会構成変更後、委員会調査の充実が図られ、議論が活発になったことなどに伴い、副委員長が委員長を補佐する業務がこれまで以上に重要となり、現にその業務量も増加していること、また、町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会による「町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告」において、「今日の議会運営では、議長と委員長のリーダーシップ、議長と副議長の間、調整、委員長と副委員長の間の調整、さらには議長・副議長、委員長・副委員長の間の調整が重要となっている。そのためにはその条件整備が重要である。それらの役割に応じて議員報酬を加算することも必要である。」と記されていることなどから、副委員長の役職加算は必要であるとの結論に至った。

また、その額については、毎年度行われている「町村議会実態調査」において、副委員長の報酬額は調査対象外であり、全国、全道の動向を把握することが困難なため、当議会における実際の業務量等を基に算出することとし、協議の結果、委員長の加算割合の50%が妥当との結論に至った。

以上のことから、副委員長の報酬を新たに設定することとし、その額は月額25万9,000円とすることとして決定した。

改めて、議員の報酬に関わる事項の当委員会の調査結果をまとめると、次のとおりとなる。

①一般議員の月額報酬、22万2,000円から3万1,000円増の25万3,000円とする。

②副委員長の月額報酬、新たに設定することとし、報酬額は25万9,000円とする。

③委員長の月額報酬、23万4,000円から3万2,000円増の26万6,000円とする。

④副議長の月額報酬、24万6,000円から3万4,000円増の28万円とする。

⑤議長の月額報酬、30万6,000円から4万2,000円増の34万8,000円とする。

第3号、常任委員会の委員会数や名称、所管事項等に関わる事項。

令和7年第1回臨時会の中間報告において、「広報・広聴常任委員会を除く常任委員会において、十分な調査を行うために必要な人数は、7名程度が望ましいことから、3常任委員会を2常任委員会に統合して、全議員がいずれかに所属することで1委員会7名程度を確保する」こととし、また、「広報・広聴常任委員会には、議長を除く全議員が所属し、かつ、広報小委員会及び広聴小委員会を設置することが望ましい」と結論づけたところである。

併せて、委員会の名称及び所管事項を決定するとともに、現行の議員定数16名体制で、最も効率的に調査や議論ができる委員会構成を決定し、同年第1回定例会において関係条例を改正して既に運用してきたところであるが、その後「本町における適正な議員定数に関する事項」の調査において、議員定数を「現状の16名から1名減の15名」と決定したことから、本事項で結論づけた内容のうち、委員会構成人数について、次期改選後の議員定数15名に合わせ、次のとおり見直した。

①総務産業常任委員会7名、②福祉文教常任委員会7名、③広報・広聴常任委員会14名、うち広報小委員会及び広聴小委員会各7名、ただし、正副委員長は同一小委員会に所属しない。

なお、議長にあっては、「本町における適正な議員定数に関する事項」を調査する中で、議会全体の統制者であり、公平性・中立性を持って議事進行を行う必要があることから、その立場を考慮して客観的に判断した場合、議長が委員に加わることで調査や審査の方向性に影響を与える可能性があるため、「常任委員会には議長を加えない」としたこと、また、これまでも、委員会構成人数には議長を含みつつも、同様の理由により、議長自らの判断において、別海町議会委員会条例第2条第2項ただし書の規定に基づき、議会の同意を得て常任委員を辞任している状況を鑑み、議長は構成人数から除いている。

第4号、その他議会活性化に資する事項。

その他議会活性化に資する事項については、「政務活動費について」「議員のなり手不足に関する調査について」「議会運営委員会の編成論議について」の3点を重点事項として調査することとした。

ア、政務活動費について。

政務活動費については、議員として必要な知識や経験を得るために有効であり、また、議員の研修機会を担保することで、なり手の確保にも効果があるものとする。

しかしながら、導入に当たっては、対象経費や事務手続の方法などの条件を整理した上で条例等の整備を行う必要があり、また、町民の理解を得るための周知など、多くの時間を要することが想定される。

このことから、当委員会の調査結果としては、次期改選後からの政務活動費の導入は時期尚早であると判断し、見送ることとする。

ただし、前述のとおり、政務活動費は、議員として必要な知識や経験を得るために有効であり、また、議員の研修機会を担保することで、なり手の確保にも効果があるものと考えことから、例えば、白老町議会が実施しているような、議員の調査能力等を底上げするための政策研究会などを組織して、同組織に対し、使途を旅費に限定した活動費を交付する方法など、まずは、簡易的な仕組みづくりを調査・研究し、段階を経て政務活動費の導入の可否について検討を進めていく必要があるものとする。

以上のことから、本事項については、今後も継続して調査していく必要がある。

イ、議員のなり手不足に関する調査について。

全国町村議会議長会では、全国規模で深刻化している町村議会議員のなり手不足の要因の一つとして、議員報酬額の水準が30年以上ほぼ変化のないままであることが考えられるとしている。

このことを踏まえて、「本町における議員の報酬に関わる事項」の調査結果をまとめたところであり、この調査結果が今後の議員のなり手不足解消のための一助となるものと考えるところである。

また、なり手不足の要因は、報酬額の低さのほか、議会への関心の低さにもあると考え、広報・広聴活動の在り方と併せて、議会への関心度を高めるための調査を行ってきたところであり、令和7年第1回臨時会の中間報告において、「町民の声を聞き、行政に投げかけ、結果を町民に還元するといった広報・広聴活動は、議員としての責務そのものであること、また、町民の声を聞くためには、まず、議会に関心を持ってもらわなければならないことから、特に議会への関心度を高めるための広報・広聴活動は今後積極的に行っていく必要がある」とし、その足掛かりとして、広報・広聴常任委員会の体制強化を行ったところである。

昨今、町村議会選挙における投票率が全国的に下降してきており、住民の関心度が下がってきていると考えられるが、直近の町村議会議員選挙における投票率が全道平均を下回っている本町においては、議会に対する町民の興味・関心が高いとは言えず、また、町民の声を聞く体制が十分とは言えない。

今後、現状を打開し、町民全体の主権者意識を高揚させ、また、小中学校や高等学校における主権者教育の強化につなげていくためにも、町民が幅広く参加し、意見等ができる場を多く設けることや、議会に関する情報を幅広く知る手段を設けることが重要だと考える。

例えば、町民と直接気軽に対話できる場の設置や、議員を目指す方のための研修会の開催、委員会活動の動画配信など、今後は、議会への関心度を高めることを目的として、町民の声を広く聞き、議会の声を広く発信することを実現するための具体的方法を、あらゆる角度から検討する必要があるものとする。

以上のことから、本事項については、今後も継続して調査をしていく必要がある。

ウ、議会運営委員会の編成論議について。

本事項については、令和7年第1回臨時会の中間報告において「対議会内において重要

な役割を持つ議会運営委員会として、広く意見を求め、多角的な視点から議会運営に係る事項を決定していくため、議会運営委員には、委員長、副議長及び3常任委員長以外の議員も加える必要がある」と結論づけ、現在の8名体制としたところであり、本報告においても変更はない。

第4項、委員会の総括。

現在、全国・全道町村議会では、議会機能の充実・強化を図るため、様々な取組が行われているところである。

当議会でも、町民の求める議会の役割と責務に応えるため、これまでも議会活性化に向けた取組の実施や議論を進めてきた。

その上で、当委員会においては、さらなる議会機能の充実・強化を図り、より一層の議会活性化を目的として、幅広い観点からの調査を行ってきた。

当委員会に付託された事件それぞれにおいて、人口減少など、社会環境の変化を踏まえた上で、未来においても議会機能を維持し、かつ、さらなる強化を図ることに主眼を置き、とりわけ議会機能強化の第一歩となる、なり手の確保を目指して、町民が議会に関心を寄せるための方策を調査・検討してきたところであり、一定の方向性を示すことができたと考える。

なお、議員報酬については、全国町村議会議長会が示す「活動内容を踏まえた原価方式」を取り入れて算定したが、今後も議会活性化に継続して取り組むに当たり、議会・議員活動の多様化や拡充が図られた場合においては、当委員会で算定した議員報酬額と実態が乖離することが考えられることから、その場合、再度適正な議員報酬額を算定する必要がある。

加えて、議員報酬の見直しに当たっては、これまで、概ね10年ごとに行ってきたところであるが、今後も「活動内容を踏まえた原価方式」に基づき議員報酬を算定する場合、都度実態調査によりに再算定が可能であることから、適正な議員報酬額を保つためにも、例えば改選期ごとにするなど、さらに短い期間での見直しを検討していく必要がある。

当委員会は本日をもって解散するが、さらなる議会機能の充実・強化を図り、より一層の議会活性化を進めるためとして、付託事件の一部を継続調査としている。

これらについては、今後、議会全体として継続的に調査・検討していく必要があり、場合によっては、新たな特別委員会の設置などにより、集中的に進めることも必要であると考える。

また、本委員会の調査内容を基に、別海町民を対象とした「別海町議会議員の定数及び報酬に関するアンケート調査」を実施したところであり、本アンケートの結果、調査内容に対しては一定の理解をいただいたところである。

しかしながら、自由意見においては、多数の厳しい意見・批判もいただいたことから、これらの指摘は、今後の議会活性化のための貴重な提言として真摯に受け止めていきたい。

一方で、多くの建設的な提案もいただいたことから、これらの提案は、今後のより良い議会運営実現への重要な道筋として捉えていく。

本アンケートにおいていただいた全ての意見は、今後の議会活性化の検討において最大限活用していくこととしたい。

最後に、これからも、町民の関心と信頼を得るため、足を止めることなく、継続して議会活性化を図っていかねばならないことを申し添えて、当委員会の最終調査報告とす

る。

以上、ご協力いただいた町民の皆様、議会サポーター、委員外の議員、理事者・職員各位、そして調査に取り組まれた特別委員の皆様には深甚なる謝意と敬意を表し、議員定数等調査特別委員会付託事件調査結果最終報告の内容説明といたします。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 議員定数等調査特別委員長の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで申し上げます。

最終報告が終わりましたので、議員定数等調査特別委員会は、ただいまをもって解散といたします。

松原委員長、田村副委員長をはじめ委員の皆様は大変御苦労さまでした。

---

#### ◎日程第7 予算決算審査特別委員会の設置について

○議長（西原 浩君） 日程第7 予算決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

予算審査及び決算審査の循環性と効率性を高めるため、令和8年度の各会計補正予算、令和7年度の各会計決算認定議案及び令和9年度の各会計当初予算について、議員全員をもって構成する予算決算審査特別委員会を設置し、集中審議することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、令和8年度の各会計補正予算、令和7年度の各会計決算認定議案及び令和9年度の各会計当初予算を審査する予算決算審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りします。

本特別委員会の設置期間は、議会の閉会中も継続して審査を行うため、設置の日から令和9年3月定例会最終日までとすることにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本特別委員会の設置期間は、本日から令和9年3月定例会最終日までとすることに決定いたしました。

お諮りします。

委員長及び副委員長の選出については、議会運営委員会での選考に基づき、委員長に宮越議員、副委員長に高橋議員とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、予算決算審査特別委員会の委員長に、6番宮越議員、副委員長に3番高橋

議員と決定いたしました。

#### ◎日程第8 議会活性化等調査特別委員会の設置について

○議長（西原 浩君） 日程第8 議会活性化等調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

別海町議会では、令和3年度に別海町自治基本条例に基づく議会の最高規範である、別海町議会基本条例を制定いたしました。

同条例第20条の規定に基づき、別海町議会が目指す議会像を実現し、町民の議会に対する関心と信頼を高めるため、別海町議会活性化計画を策定し、議会改革と活性化を進めております。

現在は、令和5年6月から令和9年4月までを計画期間とする第3期議会活性化計画に基づき、各取組を行っているところでありますが、同計画期間も残すところ1年余りとなりました。

期間満了までに別海町議会基本条例との関連性を踏まえた、第3期議会活性化計画に基づく取組の総括を行うとともに、第4期議会活性化計画の策定準備を進める必要があります。

このことから、より一層の議会活性化を目指すため、第4期議会活性化計画の策定準備及び議会活性化に資する事項について、専門的かつ継続的な調査研究を行う必要があるため、本特別委員会を設置しようとするものであります。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっている特別委員会の設置については、8名の委員で構成する議会活性化等調査特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、8名の委員で構成する議会活性化等調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました議会活性化等調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって議会活性化等調査特別委員会委員の指名は議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議会活性化等調査特別委員会委員の指名を行います。

1 番市川議員。

○1 番（市川聖母君） はい。

○議長（西原 浩君） 3 番高橋議員。

○3 番（高橋眞結美君） はい。

○議長（西原 浩君） 4 番伊勢議員。

○4 番（伊勢 徹君） はい。

- 議長（西原 浩君） 5 番貞宗議員。  
○5 番（貞宗拓雄君） はい。  
○議長（西原 浩君） 9 番小椋議員。  
○9 番（小椋哲也君） はい。  
○議長（西原 浩君） 10 番外山議員。  
○10 番（外山浩司君） はい。  
○議長（西原 浩君） 11 番今西議員。  
○11 番（今西和雄君） はい。  
○議長（西原 浩君） 13 番中村議員。  
○13 番（中村忠士君） はい。  
○議長（西原 浩君） 以上8名を指名したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。  
したがって、ただいま指名しました8名の議員を議会活性化等調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。  
次に、委員会条例第8条第2項の規定により、議会活性化等調査特別委員会を直ちに開き、委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。  
委員会室2・3を御使用ください。  
ここで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時07分 再開

- 議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
休憩中の議会活性化等調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。  
委員長に中村忠士議員。  
副委員長に小椋哲也議員。  
以上のとおり互選された旨の報告がありました。  
ここでお諮りします。  
本特別委員会の設置期間は議会の閉会中も継続して調査を行うため、設置の日から令和9年3月定例会最終日までにしたしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。  
したがって、本特別委員会の設置期間は、本日から令和9年3月定例会最終日までにすることに決定いたしました。

#### ◎日程第9 委員会の閉会中の継続調査の件について

- 議長（西原 浩君） 日程第9 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。  
各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、御手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長(西原 浩君) これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第1回別海町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時09分

---

#### ◎町長挨拶

○議長(西原 浩君) 町長挨拶。

○町長(曾根興三君) 令和8年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には、2日目に審議をいただきました令和7年度の各会計補正予算に加えまして、本日また1件、追加いたしましたけれども、それと併せて令和8年度の予算案全てを、御決定を賜りましたことを、心から感謝を申し上げます。

うちの町も大変大きな予算にはなってきましたけれども、これも財源がしっかりしているという中で取組であって、町の活性化のためにも必要な行政方針ということで、提案いたしましたけれども、議員の皆様方全員の御決定を賜りましたことを心から感謝申し上げます。

また、予算決算審査特別委員会の中では、様々な御意見がたくさん出ておりますので、それらもこれから執行の段階でしっかりと踏まえて、取り組めるものは取り組んでいきたいと考えております。

また、議員の皆様方も、今後とも、いろいろな地域の町民の声を聞き、そして、議員活動の中で考えられたいろいろな提案については、随時私のほうに御提案をいただきたい。

これも、案をつくる前にしっかりと、私も吟味して、行政提案の中に取り組んでいきたいと考えておりますので、議員の皆様方と一緒にまちづくりにしっかりと取り組んでいきたいと、いま一度決意しているところでございます。

それではここで今後の予定を申し上げます。

まず、町内の小中学校の卒業、入学でございますけれども、中学校では、3月の12日と13日に卒業式を行いまして、全7校で137名の生徒が次の学びに育ちました。

また、小学校の卒業式は、昨日16日から19日までの間に各校で行われます。

人数は131名でございます。

4月からは、中学生となって頑張ることと思います。

なお入学式につきましては、小学校は4月の7日、中学校は4月の6日に行う予定でございます。小学校で105名、中学校で127名、卒業生と比べますと、大分少なくなっておりますので、これが今後の傾向になっているというような状況でございます。

少なくなっておりますけれども、子供たちも、できるだけ町は子育てを支援して、健や

かに成長されることを祈念しているところでございます。

結びになりますけれども、例年ですけれど、ここで、今月をもって定年退職されます部長と部次長職の皆様方から、退職に当たっての御挨拶を頂いているところではございますが、定年延長制度の導入によりまして、60歳をもって、その役職をおりられる方、また、続けられる方、そして自己都合によって退職される方等がいらっしゃるなど、その位置づけが非常に難しくなっておりますので、議場における挨拶は執り行わないことになりましたので、議員の皆様方にも、御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

職員との別れは、この後の懇親会の中でしていただければと、そういうふうに願っております。

それでは、今後とも、町政運営全般にわたりまして、先ほど申し上げましたように、行政責任者を持っている町長と、そして、行政内容を提案できる立場にあります議員の皆様方と一体となって、よりよいふるさとづくりに取り組んでいきたいと考えておりますので、議員の皆様方の御理解とそれから御指導賜りますようお願いを申し上げまして、定例会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 皆さん大変御苦労さまでした。

散会 午前11時14分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員